

23建企第 634 号
平成24年 3月30日

建設業関係団体 各位

長崎県土木部長



土木工事における現場管理費率の引き上げについて

建設業における保険未加入は、技能労働者の処遇の低下及び若年入職者減少の一因となっており、国土交通省では「社会保険未加入対策」に関する具体的な取組が始まり、平成24年4月より建設業従事者の法定福利費の確保のために、現場管理費率の引き上げが行われます。

本県においては、県議会において、入札制度等県の発注方式の改善に関する決議がなされ、この中で、工事受注者に対して「失業保険等の加入促進を元請の責任で行う」こと求めるものとなっており、これらを受け、本県も国と同様に、法定福利費の確保のため平成24年4月より現場管理費の引き上げを行います。

このことから、貴職におかれましては、元請建設企業に対して社会保険の各種法令の遵守並びに建設業法第24条の6で規定している「下請負人に対する特定建設業者の指導等」の趣旨に鑑み、下請負人の保険加入の徹底が図られるよう、適正な指導をお願いします。